

4月から

町老人福祉センターの使用料が変わります

平成13年3月町議会で、横越町老人福祉センター条例が改正され、左表のとおり使用料が4月1日から変わります。
 なお、老人福祉センターは、お年寄り以外の方もご利用になれます。



◆老人福祉センター使用料

区	分	使用料	備考
町	内	200円	1人につき
	外	300円	
和室	教養娯楽室 10畳	2,000円	1室につき
	集会室 24畳	3,500円	

(和室使用者は、1人分使用料に和室使用料を加算します。)

- ◆休館日 毎週月曜日 ただし、月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日が休館日です。
- ◆利用時間 午前9時～午後4時
入浴は午前10時～午後3時30分です。
- ◆問い合わせ 老人福祉センター(役場となり)
☎385-4321

教職員の人事異動
5名転入、4名転出

4月1日に小学校、中学校の先生方の異動がありました。
 ◆横越町に赴任される先生
 □横越小学校
 ・渡辺倫子(新津結小から)
 ・伏見敦子(亀田西小から)
 □横越中学校
 ・渡辺紀代枝(小須戸中から)

役場人事異動

(係長以上) 4月1日付
 () 内は前職

○課長
 総務課長 町田和彦(企画財政課長)
 ○係長
 総務課財政係長 渋谷義裕(企画財政課財政係長)、総務課企画広報係長 石井清(企画財政課企画広報係長)、町民生活課住民係長 中野芳夫(建設企業課下水道係長)、町民生活課年金係長 鈴木潔(町民生活課住民係長兼年金係長)、建設企業課下水道係長 小池一郎(建設企業課昇格)

職員人事交流

職員の資質向上と人材育成のため、今年度1年間、当町と新

・大野 剛(内野中から)
 ・佐久間栄基(派遣社会教育主事(坂井輪中から))
 ◆横越町から転出される先生
 □横越小学校
 ・斉藤雅代(白根白井小へ)
 ・阿部美和子(新津第二小へ)
 □横越中学校
 ・山田昭雄(五泉中へ)
 ・大島佳子(小須戸中へ)

老齢基礎年金を受ける資格のある人は、希望によって60歳から支給を繰り上げて年金を受け取ることができます。
 しかし、この場合の年金額は、本来の年金額から42%～11%減額されることになり、この減額された割合の年金額を一生受けることとなります。今年4月から、減額率が月単位で決められ、繰上げ月数1月当たり0.5%(最大30%)となります。

国民年金 支給の繰上げ・繰下げ

支給の繰上げの注意点
 1) 後日、年金額の増額などを意図して繰上げ請求の取消しを申し出ても、裁定の取消しや変更はできません。
 2) それまで持っていた寡婦年金の受給権を失います。
 3) 原則として、障害基礎年金を受けられません。
 4) 国民年金に任意加入できません。

国民年金保険料納入には
 便利でお得な「前納制度」を、
 「6ヵ月前納」「12ヵ月前納」を
 ご利用ください

また、支給を繰り下げて受けることもできます。この場合、年金額が本来の年金額より12%～88%増額されます。
 今年4月から、増額率が繰上げ減額率と同様、月単位で決められ、繰下げ月数1月当たり0.7%(最大42%)になります。
 なお、今年4月からの新たな繰上げ減額率、繰下げ増額率は、今年4月2日以降に60歳に達する人(昭和16年4月2日以後生まれ)から適用されます。

★支給の繰上げ・繰下げの率

請求時の年齢	減額率	改正後の率	請求時の年齢	増額率	改正後の率
60歳	42%	30%	66歳	12%	8.4%
61歳	35%	24%	67歳	26%	16.8%
62歳	28%	18%	68歳	43%	25.2%
63歳	20%	12%	69歳	64%	33.6%
64歳	11%	6%	70歳	88%	42.0%

(注) 改正後の率 ○繰上げ減額率=0.5%×繰上げた月数
 ○繰下げ増額率=0.7%×繰下げた月数

国民年金保険料には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることのできる「前納制度」があります。
 保険料を前納すると、年4分(複利現価法)の割引が受けられます。また、毎月保険料を納めるという手数が省け、納め忘れもなくなります。
 留守がちな人、収入が一定期間に片寄る人など、ぜひ前納制度をご利用ください。
 口座振替の方で前納される場合は、役場から金融機関に納付書を送付する都合上、4月16日までに連絡してください。
 平成13年4月中に
 納付した場合

★平成13年4月中に納付した場合

前納割引率(年4分)		6ヵ月前納	12ヵ月前納
月額納付	13,300円	79,800円	159,600円
	13,700円	82,200円	164,400円
定額保険料→	割引額	79,150円	156,770円
	割引額	650円	2,830円
定額と付加保険料→	割引額	81,530円	161,480円
	割引額	670円	2,920円

狂犬病予防注射のお知らせ
 年に1回の狂犬病予防注射を受けさせないと、法律で罰せられます。愛犬の健康のためにも、必ず予防注射を受けましょう。
 町では、狂犬病予防集合注射を5月8日(火)に実施します。会場、実施時間については、例年のとおり予定ですが、詳しくは広報5月号に掲載します。なお、他市町村においても、集
 合注射が実施されますが、居住している市町村以外の集合注射は受けることができませんのでご注意ください。
 マナーを守って
 ペットを飼いましょう
 最近、道路上でペットのフンが放置されたまま道路が汚れるなどの苦情が増えています。



フンの後始末をしたり、しっかりと網をつけて散歩をさせるなど、きちんとマナーを守って、正しくペットを飼いましょう。

農作業賃金・作業料金のお知らせ

町農業委員会では、平成13年度の農作業賃金・作業料金の標準を、次のように定めましたのでお知らせします。

		金額(円)		備考	
耕起	耕起	10a	6,000	10a未満及び不整形の場合割増	
	代かき	10a	7,000	10a未満及び不整形の場合割増	
	機械あぜぬり	1m	30	間口 50円	
田植	機械植	育苗のみ	1箱	670	硬化苗
		植付のみ	10a	6,500	10a未満及び不整形、軟弱田、傾伏田の場合割増。施肥田植機600円増
		苗持参植付	10a	19,000	〃
稲刈	コンバイン	生脱のみ	10a	19,000	〃(運搬費を含む)
		乾燥調整	60kg	1,650	
田作業	男女共1日	10a	7,000	賄いなし	
畑作業	男女共1日	10a	6,000	賄いなし	
動力ミゾ切り		1m	10		
精米		60kg	600		
梨受粉		日当	6,000		
梨袋かけ		日当	6,000		
梨剪定		日当	9,000		
梨棚鉄線張り		日当	9,000		
球根屋外作業		日当	5,200		

狂犬病予防注射は、5月8日(火)です。詳しくは来月号に掲載します。

国民年金については、町民生活課年金係(☎385-2111)へお問い合わせ下さい。